実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
赤穂市	真殿地区（真殿集落）	令和5年3月20日	-

1　対象地区の現状

区　　分	面　積（ha）	割　合
地区内の耕地面積	56.3 ha	
①人・農地プランの耕地面積	50.5 ha	89.7 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.4 ha	60.2 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	13.9 ha	27.5 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.5 ha	32.7 %
i　うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha	5.2 %
ii　うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	10.2 ha	20.2 %
iii　うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	3.7 ha	7.3 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	20.1 ha	39.8 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.3 ha	2.6 %

（備考）
所有者の回答結果を集計した。

2　対象地区の課題

・区域内の農地の6割を占める水田が4人の中心経営体によって耕作されているが、残りの農地では、耕作者の高齢化や不在農地も増加しており、耕作放棄地の増加が懸念される。
・4人の中心経営体が耕作されている農地が分散錯圃の状態にあり、農作業の効率が悪い。
・担い手の規模拡大や高齢化により耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理が困難となりつつある。
・獣害による被害が深刻化している。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・4人の中心経営体が、今後も農地を担っていけるかを協議し、農地所有者の協力の下、担い手間で調整して農地の集約化を図る。
・今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、中心経営体及び地区の代表者間で協議し、効率的な経営が図れるよう集約化に努める。
・中心経営体は限られた労力で耕作による農地保全を図ることから、所有者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点からも、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。

（参考）　中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状 （令和 4年9月現在）		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認新農	A	水稲・飼料作物	15.4 ha	水稲・飼料作物	20.0 ha	
認農	B	水稲・飼料作物	14.0 ha	水稲・飼料作物	20.0 ha	
認農	C	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	
認農	D	野菜類	0.4 ha	野菜類	0.8 ha	
計	4　経営体		30.5 ha		41.5 ha	

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

●農地の貸付け等の意向
　貸付け等の意向が確認された農地は、12,723㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針
　中心経営体への将来の経営農地の集約化と、中心経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えできることを勘案し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず原則として農地を機構に貸付けていく。

●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針
　農地を預けている方の地域農業へのかかわりに関し、アンケート結果では、2割弱の方が「農地保全に協力する」と回答された一方で、8割以上の方は「何もしない」と回答された。担い手を含め地域ぐるみで農地や農道・用排水路の維持管理ができないかを協議していく。

●作物生産に関する取組方針
　中心経営体と集落が一体となって減化学肥料に取り組み、水田への堆肥の施用による生産資材費の低減と良質農産物の生産を検討する。

●農地の集約化にむけた取組方針
　分散錯圃を解消し、中心経営体への農地の集約化を図るため、農地所有者の協力の下、地元及び中心経営体間で耕作農地の交換等について協議する。

●新規参入・営農組合設立への取組方針
　新規参入者の受入れ・営農組合の設立等アンケート結果で回答の多かった事項について、地区全体で協議する。

●鳥獣被害防止対策への取組方針
　鳥獣被害を最小限に抑えるため、鳥獣防止柵の点検強化、捕獲体制等について、地区全体で協議する。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	アンケート結果のとおり			
2				
3				
	計	9,669		3,054